

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五七

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項に次の一号を加える。

四 不妊治療に係る通院等を行う職員

第十一条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である

と認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合）であつて

は、十日）の範囲内の期間

第十一条第一項第十六号ニ(2)中「福祉施設」を「社会福祉施設」に改め、同号ニ(3)中「こども応援ネットワーク埼玉に登録する」を「任命権者が委員会と協議して定める」に改め、同条第二項中「第三号の三まで」の次に「、第十二号の二」を加え、同条第三項中「第三号の三」の次に「、第十二号の二」を加える。

第十九条の三第二項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十一条第一項第一号に掲げる場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間。

ただし、非常勤の職員から請求があつた場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて二週間の範囲内の期間を加算した期間

第十九条の三第二項に次の三号を加える。

十一 第十一条第一項第十二号の二に掲げる場合の休暇 一の年度において

五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が委員会と協議して定める不妊治療に係るものである場合）であつては、十日）の範囲内の期間

十二 第十一条第一項第十三号に掲げる場合の休暇 任命権者が委員会と協議して定める期間内における二日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

十三 第十一条第一項第十三号の二に掲げる場合の休暇 同号に定める期間

内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

第十九条の第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条の三第五項中「第二項第四号」を「第二項第五号」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第三項第八号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第七号及び第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項第六号及び第七号」を「第三項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

#### 附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。